

令和4年2月第420回定例県議会

提出議案説明資料

(令和4年度当初予算関係)

福 井 県

(令和4年2月7日現在)

第 2 1 号議案 福井県手数料徴収条例の一部改正について

(財 政 課)

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正等に伴い、手数料の額の改定を行う。

(令和4年4月1日施行)

(概 要)

- 1 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、手数料の額を改定
 - ・ 高圧ガス製造保安責任者試験手数料 9,300 円 → 11,600 円 等
 - ・ 液化石油ガス設備士試験手数料 21,400 円 → 23,200 円 等

- 2 建築基準法に基づく建築確認申請等について、審査項目の増加に伴い、手数料の額を改定
 - ・ 建築物に関する確認申請手数料 14,000 円 → 18,000 円 等
 - ・ 建築物に関する完了検査申請手数料 16,000 円 → 22,000 円 等

第 2 2 号議案 福井県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例の制定について

(人 事 課)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を知事が管理し、および執行するため、本条例を制定する。

(令和4年4月1日施行)

(概 要)

教育委員会で所管している競技力向上に係る業務を知事部局に移管し、知事部局においてスポーツ行政全般（学校における体育に関する事務を除く。）を所管

第23号議案 福井県職員定数条例の一部改正について

(人 事 課)

教育委員会で所管している競技力向上に係る業務を知事部局に移管するため、知事の事務部局（病院、公営企業除く）の職員の定数を増員する。

また、県立病院中期経営計画の実現に必要な人員体制を整えるため、病院の職員の定数を増員する。

(令和4年4月1日施行)

(概 要)

知事の事務部局（病院、公営企業除く）2,875人 → 2,885人 (+10人)

教育委員会の事務部局 200人 → 190人 (△10人)

病院の職員 1,062人 → 1,093人 (+31人)

第24号議案 福井県職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(人 事 課)

人事院規則による国家公務員の育児休業等に係る制度改正に準じて、所要の改正を行う。

(令和4年4月1日施行)

(概 要)

- 1 非常勤職員の育児休業等の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- 2 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の任命権者への義務付け

第25号議案 福井県個人情報保護条例の一部改正について

(情報公開・法制課)

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の統廃合に伴い、所要の改正を行う。

(令和4年4月1日施行)

(概 要)

条例において引用する法律名の改正

現行	改正後
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	個人情報の保護に関する法律
独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律	

第26号議案 福井県若狭湾エネルギー研究センターの設置および管理に関する条例の一部改正について

(電源地域振興課)

設備の導入等に伴い、使用料の新設等を行う。

(令和4年4月1日施行)

(概要)

使用料の新設等

- ・集光加熱炉 230円/時間
- ・管状加熱炉 110円/時間
- ・キャピラリーDNAシーケンサ 100円/時間 等

第27号議案 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館の設置および管理に関する条例の一部改正について

(文化課)

北陸新幹線福井・敦賀開業に向け、一乗谷朝倉氏遺跡の観光誘客の促進と調査・研究の機能強化を目的に新たな博物館としてリニューアルするため、所要の改正を行う。

(規則で定める日から施行)

(概要)

1 施設名称および条例名の変更

「福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館」
→「福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館」

2 常設展観覧料の額の改定

現行

区分	個人	団体 (20人以上)
一般	100円	80円

(※)高校生以下の者および70歳以上の者は無料

改正後

区分	個人	団体 (20人以上)	年間 観覧券
一般	700円	560円	1,800円
小学生・中学生	200円	160円	500円
高校生	400円	320円	1,000円
70歳以上	350円	280円	900円

(※)小学校就学の始期に達するまでの者は無料

第28号議案 福井県国民健康保険財政安定化基金条例および福井県国民健康保険条例の一部改正について

(健康政策課)

「国民健康保険法」等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

(令和4年4月1日施行)

(概要)

1 福井県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正

基金の対象事業に財政調整事業を追加

財政調整事業 県の国民健康保険特別会計における剰余金を積み立て、急激な医療費の上昇時等に取り崩して県の国民健康保険特別会計に繰入れ

2 福井県国民健康保険条例の一部改正

条例において引用する条項の整理

政令第4条の5第3項 → 政令第4条の6第3項

第29号議案 福井県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(地域医療課)

福井県立病院における診療科目の新設および診療科名の改正を行う。

(令和4年4月1日施行)

(概要)

1 感染症内科の新設

2 診療科名の整理

内科 → 呼吸器内科、消化器内科、血液・腫瘍内科、
内分泌・代謝内科、腎臓内科、内科

第30号議案 附属機関に関する条例および福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

(医薬食品・衛生課)

調理師試験事務の指定試験機関への委任に伴い、所要の改正を行う。

(令和4年4月1日施行)

(概要)

1 附属機関に関する条例の一部改正

附属機関の名称等を改正

現 行	改正後
福井県調理師・製菓衛生師試験委員会	福井県製菓衛生師試験委員会

2 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

福井市に移譲している受験願書の受領等事務を廃止

第31号議案 福井県公衆浴場基準条例の一部改正について

(医薬食品・衛生課)

国の「公衆浴場における衛生等管理要領」の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

(令和4年7月1日施行)

(概要)

公衆浴場において混浴を制限する年齢の引下げ

10歳以上 → 7歳以上

第32号議案 福井県ふぐの処理に関する条例の一部改正について

(医薬食品・衛生課)

国の「ふぐ処理者の認定基準」の策定に伴い、処理者の知識・技術の全国的な平準化を図るため、所要の改正を行う。

(令和4年4月1日施行)

(概要)

ふぐ処理者の資格を、講習受講者の登録制から試験合格者の免許制に移行

※経過措置として、既存の登録者は3年以内の講習受講により免許取得可能

第 3 3 号議案 福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について

(産業技術課) 新規設備の導入等に伴い、使用料の新設等を行う。

(令和4年4月1日施行)

(概 要)

使用料の新設等

- ・非接触表面性状測定機 3,100円/時間
- ・ガーレー式デンソメーター 200円/時間 等

第 3 4 号議案 福井県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

(公 営 企 業 課) 臨海下水道事業の排水処理施設の増設工事に伴い、一日最大処理量が増加するため、所要の改正を行う。

(令和4年4月1日施行)

(概 要)

臨海下水道事業 一日最大処理量 22,000m³ → 27,000m³

第 3 5 号議案 福井県工業用水道条例の一部改正について

(公 営 企 業 課) 安定した工業用水の給水を確保するため、福井臨海工業用水道料金の額の改定を行う。

(令和4年4月1日施行)

(概 要)

福井臨海工業用水道事業 給水料金 33円/m³ → 36円/m³ (税抜)

第 3 6 号議案 福井県立学校職員定数条例の一部改正について

(教 職 員 課) 児童・生徒数の変動等に伴い、県立学校職員の定数を改正する。

(令和4年4月1日施行)

(概 要)

全日制高等学校および中学校 1,462人→1,449人 (△13人)

定時制・通信制 133人→ 133人 (0人)

特別支援学校 920人→ 919人 (△ 1人)

計 2,515人→2,501人 (△14人)

第 37 号議案 市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

(教職員課) 児童・生徒数の変動等に伴い、市町立学校県費負担教職員の定数を改正する。

(令和4年4月1日施行)

(概要)

小学校 3,207 人 → 3,201 人 (△ 6 人)

中学校 1,866 人 → 1,864 人 (△ 2 人)

計 5,073 人 → 5,065 人 (△ 8 人)

第 38 号議案 福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部改正について

(警察本部) 「道路交通法」等の一部改正に伴い、手数料の新設等を行う。

〔 1 は令和4年5月13日施行
2 は令和4年4月1日施行 〕

(概要)

1 「道路交通法」の一部改正に伴う、手数料の新設等

運転技能検査手数料 3,550 円

若年運転者講習手数料 2,250 円

認知機能検査手数料 750 円 → 1,050 円 等

2 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴う、手数料の額の改定

銃砲等または刀剣類所持許可証書換え手数料 1,800 円 → 1,600 円

第39号議案 福井県道路公社の解散について

(道路建設課) 福井県道路公社を解散することについて、議会の議決を求める。

第40号議案 県道の路線の認定について

(道路建設課) 「道路法」の規定に基づき、県道の路線を認定する。

(概要)

道路公社解散後、三方五湖有料道路を県道として管理することに伴う変更

路線名	一般県道	三方五湖レインボーライン線
起 点	三方郡美浜町笹田	
終 点	三方上中郡若狭町田井	

第41号議案 県有財産の処分について

(高規格道路課) 中部縦貫自動車道大野油坂道路の整備促進を図るため県が先行取得した国直轄事業用地を国に引き渡す。

(概要)

- 1 中部縦貫自動車道大野油坂道路の国直轄事業用地
 - ・面 積 44,837.33 m²
 - ・引渡し価格 685,563,556 円
- 2 引渡しの相手方 国土交通省近畿地方整備局長

第42号議案 権利の放棄について

(道路建設課) 福井県道路公社の解散に伴い、回収の見込みがない債権を放棄することについて、議会の議決を求める。

(概要)

放棄する債権の内容

区 分	相手方	金 額
福井県道路公社 事業資金貸付金	福井県道路公社	2,215,650,000 円

第43号議案 権利の放棄について

(道路建設課) 福井県道路公社の解散に伴い、回収の見込みがない債権を放棄することについて、議会の議決を求める。

(概要)

放棄する債権の内容

区 分	相手方	金 額
法恩寺山有料道路事業 に係る県出資金	福井県道路公社	393,094,000 円

第44号議案 包括外部監査契約の締結について

(監査委員事務局) 包括外部監査契約を締結する。

(概要)

契約の相手方 上坂 誠和

契約の金額 17,288,000 円を上限とする額

契約の始期 令和4年4月1日

(参考) 包括外部監査人(包括外部監査契約の相手方)は、1年間にわたり監査業務に従事する。